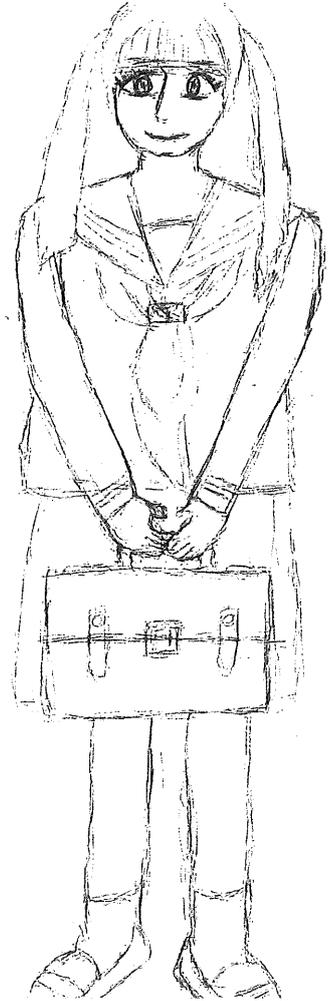


旅立ち

社会福祉法人しらとり会
当事者通信 (NO. 107)
令和6 (2024) 年9月1日発行

今日は、4名の方からの投稿です。



- 法科大学院は実務力養成が目的なのに司法試験を受験して不合格になった教授が講義をしている。
- これは民法で言う制限行為能力者で法律行為は無効で教授も学生も講義を司法試験に合格したベテランの法律実務家がやり直して学生が司法試験に合格して初めて法的効果が発生して法律行為が成立する。
- 法科大学院の教授の中には 司法試験に不合格した民法学の教授もいる。
- 広島県弁護士会は弁護士法に則って司法試験に不合格した民法学の教授を弁護士登録している。
- 学者弁護士は折衝が下手で裁判に負ける。
- 損害賠償義務

(加藤忠男)

【投稿の募集】

投稿記事は、オリジナルのイラスト、投稿者の思いです。
読んでいただいた方からの感想をお寄せください。また、利用者の皆様からの投稿をお待ちしています。
次回の締切は、9月17日(火)です。